

# 「宝塚あんしんネット」 運用ポリシー

一般社団法人 宝塚市医師会

## 宝塚あんしんネット 運用ポリシー

宝塚市では、ICT (Information and Communication Technology)を活用した在宅医療・介護情報連携システムを構築し、市内の医療介護連携を推進するために、「宝塚あんしんネット」を構築します。ICT ツールとしては、日本エンブレース株式会社が提供する MCS (Medical Care Station) を採用します。宝塚市医師会は宝塚市と協定を結び、この事務局を担うことになりました。

本運用ポリシーは、「宝塚あんしんネット」を利用する上でのセキュリティに関するポリシー、ならびに利用上の留意事項をまとめたものです。

### <別紙様式 1 > 宝塚あんしんネット利用申込書

事業所が「宝塚あんしんネット」を利用するために、「宝塚あんしんネット」多職種連携参加 ID を登録申請するための申込書です。原則、利用者ひとりずつに個別のメールアドレスの登録が推奨されます。メールアドレスの共有はセキュリティの確保から推奨できません。事業所ごとに利用するスタッフ分も含めて申し込むことができます。

### <別紙様式 2 > 宝塚あんしんネット利用に係る連携守秘誓約書

「宝塚あんしんネット」を利用する事業所が、宝塚市医師会宛てに提出する守秘誓約書です。事業所管理者が、記名、捺印後、宝塚市医師会へ提出します。

### <別紙様式 3 > 業務情報保持に関する誓約書

「宝塚あんしんネット」を利用する事業所管理者が、所属する従業者と取り交わす誓約書です。

### <別紙様式 4 > 在宅医療における個人情報使用同意書

「宝塚あんしんネット」を利用する事業所が、患者や家族と取り交わす患者同意書です。

# ICT を活用した在宅医療・介護情報連携システム 「宝塚あんしんネット」 運用ポリシー

## （目的）

第1条 この運用ポリシーは、宝塚市における ICT (Information and Communication Technology) を活用した在宅医療・介護情報連携システム、「宝塚あんしんネット」で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、「宝塚あんしんネット」を適正に利用することに資することを目的とする。

## （法令およびガイドライン）

第2条 事業者は医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、「宝塚あんしんネット」を利用することとする。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版
- ・医療情報連携において、SNS(Social Network Service) を利用する際に気を付けるべき事項

## （利用申込）

第3条 新たに「宝塚あんしんネット」を利用する事業所は、宝塚市医師会に対して「利用申込書」及び「連携守秘誓約書」を提出し、「宝塚あんしんネット」の適正な利用に努めるものとする。

（利用申込書・・・別紙様式1）

（連携守秘誓約書・・・別紙様式2）

第3条の1 「宝塚あんしんネット」利用にあたり、利用者ひとりずつに個別のメールアドレスを登録することが原則です。セキュリティの確保ならび上記ガイドラインを遵守する上で、メールアドレスの共有は推奨されません。

各事業所において、ひとりずつに個別のメールアドレスを付与することが困難である場合には、個人のメールアドレスを登録するか、フリーメールアドレスを取得することが勧められます。

（参考）Gmail の新規作成

<http://viral-community.com/webservice/gmail-create-865/>

「宝塚あんしんネット」でのメールアドレスの役割は、MCS という SNS に参加するための認証として使用します。メールを授受するために使用するものではありませんので、個人メールアドレスであっても安心して登録して頂くことができます。

## （連携元事業所）

第4条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する医療機関（かかりつけ医が所属する医療機関）が連携元事業所となり、患者情報の管理及び「連携元及び協力事業所」の多職種連携参加メンバーの管理を行うこととする。

第4条の1 患者グループを作成する際は、かかりつけ医が所属する医療機関が連携元事業所となることが望ましいが、特定のかかりつけ医がない場合には、「宝塚あんしんネット」に利用申し込みをした事業所で、患者の全体像を把握できる事業所（例えば、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションなど）が連携元事業所となることができる。

#### （連携元事業所の責務）

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・「宝塚あんしんネット」のグループ登録（患者グループ）及び削除管理
- ・「宝塚あんしんネット」の各グループへの多職種参加メンバーの招待及び解除
- ・患者グループを新たに作成する際には、患者同意書のPDFファイルもしくは写真をグループのタイムラインに掲載し、同意が得られていることを連携協力事業所のスタッフに開示することとする。

#### （患者同意）

第6条 連携元事業所は、「宝塚あんしんネット」で情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と「患者同意書」を交わし、双方が所持するものとする。

#### （患者同意書・・・別紙様式4）

連携元事業所は、患者グループを新たに作成する際には、患者同意書のPDFファイルもしくは写真をグループのタイムラインに掲載し、患者の同意が得られていることを連携協力事業所のスタッフにも開示することとする。

#### （事業所管理者）

第7条 連携元事業所及び協力事業所の各事業管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持し、「宝塚あんしんネット」の管理運用を行う。

#### （事業所管理者の責務）

第8条 連携元事業所及び協力事業所の各事業管理者は「宝塚あんしんネット」の適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・宝塚あんしんネットの患者情報、個人情報等の管理全般
- ・宝塚あんしんネットで利用するIT機器の管理
- ・宝塚あんしんネットのIDの管理

#### （スタッフ誓約書と教育）

第9条 連携元事業所及び協力事業所は、「宝塚あんしんネット」を利用する従事者と守秘義務に関する誓約書交わすとともに、「宝塚あんしんネット」管理者及び多職種連携参加メンバーに対して定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。

#### （従事者誓約書・・・別紙様式3）

- ( 1 ) 従事者は就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報を許可なく漏えいしてはならない。
- ( 2 ) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- ( 3 ) IT 機器について、適切な取り扱い及び管理を行う。
- ( 4 ) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- ( 5 ) 患者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しない。

### **(宝塚あんしんネット利用上の留意事項)**

第 1 0 条 連携元事業所及び協力事業所管理者と、多職種連携参加メンバーは別紙「宝塚あんしんネット利用上の留意事項」に留意して、「宝塚あんしんネット」を利用する。

### **(ID・パスワードの管理)**

第 1 1 条 「宝塚あんしんネット」の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- ( 1 ) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意をはらってユーザー本人が管理し共有しない。
- ( 2 ) 一つの ID を複数人で共有しない。
- ( 3 ) パスワードは英数混合 8 ケタ以上とし、定期的に( 最長で 2 か月に 1 回 )必ず変更する。
- ( 4 ) 利用が終わったら、必ずログアウトする。
- ( 5 ) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- ( 6 ) スマホやタブレット、パソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

### **(IT 機器のセキュリティ対策)**

第 1 2 条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- ( 1 ) 情報機器に対して、起動時パスワード ( 英数混合 8 文字以上 ) を設定すること。  
設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- ( 2 ) 情報機器には定められている以外のアプリケーションをインストールしないこと。  
たとえばファイル交換ソフト ( Winny 等 ) をインストールしないこと。
- ( 3 ) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- ( 4 ) ブラウザは ID やパスワードを記録する設定にしないこと。
- ( 5 ) 「宝塚あんしんネット」の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロードや、コピー、スクリーンショットの取得を行わないこと。
- ( 6 ) リモートワイプサービス ( 注 1 ) を利用することを検討。
- ( 7 ) 緊急回線停止サービスを利用することを検討。
- ( 8 ) 端末管理・利用者管理 ( MDM ) サービス ( 注 2 ) を利用することを検討。
- ( 9 ) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で、宝塚あんしんネット管理者に届け出て承認を得ること。
- ( 1 0 ) BYOD ( Bring Your Own Device ; ユーザー個人所有の端末の業務使用 ) は原則、認められない。事業所ごとの判断により運用を認める場合は紛失時等の情報漏えいリスクを考慮し、厚生労働省による医療情報システムの安全管理に関するガイドライン最新版等を参考に、適切な運用ルールを定めることとする。

(注1) リモートワイプサービスとは

**リモートワイプ**とは、携帯電話やスマートフォンなどのモバイル端末を遠隔地から操作し、端末に保存されているデータを削除する機能およびサービスのことである。**リモートワイプ**を実行すると、モバイル端末に保存されたデータは消去され、端末を操作しても情報を得ることができなくなる。

(注2) MDM とは

MDM (デバイスマネージメント) とは、複数台のスマートフォンおよびタブレット端末をリモートで一元管理できるサービスです。

(その他)

第13条 その他、この規定の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

附則

第1条 この規定は平成29年7月1日から施行する。

### 【宝塚あんしんネット利用上の留意事項】

1) 連携元事業所管理者

- ・「宝塚あんしんネット」で患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要のある医療介護従事者のみを招待して患者単位のチームを作る。1つのグループで1人の患者を運用する。
- ・該当する多職種連携参加メンバーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。
- ・患者グループを新たに作成する際には、患者同意書のPDFファイルもしくは写真をグループのタイムラインに掲載し、同意が得られていることを連携協力事業所のスタッフに開示することとする。

2) 連携元及び協力事業所管理者

- ・連携元及び協力事業所管理者は、「宝塚あんしんネット」を利用しなくなった患者について、保管機能を使って速やかに保管庫に移す。
- ・連携元及び協力事業所管理者は、「宝塚あんしんネット」の安全かつ適正な運用管理を図り多職種連携参加メンバーの不正利用が発生した場合等は、その多職種連携参加メンバーの「宝塚あんしんネット」の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- ・連携元及び協力事業所管理者も、以下に示す「宝塚あんしんネット」多職種連携参加メンバーの利用方法を遵守する。

3) 多職種連携参加メンバー

- ・情報セキュリティに十分に注意し、「宝塚あんしんネット」のIDやパスワードを、事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- ・患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうか判断してから、招待の受理を行う。また、その際に、自分の所属する事業所が「宝塚あんしんネット」の連携守秘誓約書を宝塚市医師会へ提出済みかどうかを確認し、未提出の場合には、その誓約を行うように事業所に打診をする。
- ・そのうえで、誓約書を提示しない事業所に属する個人を招待する場合には、招待した管理者が、その責任を負う。
- ・各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
- ・各患者グループへの書き込みは、「宝塚あんしんネット」の位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場としておこなう。
- ・「宝塚あんしんネット」のグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも「宝塚あんしんネット」の個人設定で、スタッフごとにプロフィール・顔写真を登録する。
- ・自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバーから「解除」を行う。
- ・事業所を辞めた時など、「宝塚あんしんネット」を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・多職種連携参加メンバーは、書き込みの際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- ・多職種連携参加メンバーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- ・多職種連携参加メンバーは、「宝塚あんしんネット」のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに事業所管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ・多職種連携参加メンバーは、不正アクセスを発見した場合、速やかに事業所管理者に連絡しその指示に従うこと。

#### 4) 患者の個人情報の利用目的

##### 1 当施設での利用

- (1) 患者に提供する医療サービス
- (2) 医療保険事務
- (3) 入退院等の病棟管理（もし必要があれば）
- (4) 会計・経理
- (5) 医療事故等の報告
- (6) 患者への医療サービスの向上
- (7) 当施設での医療実習への協力
- (8) 医療の質の向上を目的とした当施設での症例研究
- (9) その他患者に係る管理運営業務

##### 2 当施設外への情報提供としての利用

- ( 1 ) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等との連携
- ( 2 ) 他の医療機関等からの照会への回答
- ( 3 ) 患者の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ( 4 ) 検体検査業務等の業務委託及びその他の業務委託
- ( 5 ) 家族等への病状説明
- ( 6 ) その他患者への医療提供に関する利用
- ( 7 ) 保険事務の委託
- ( 8 ) 審査支払機関へのレセプトの提供
- ( 9 ) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ( 10 ) その他医療・介護・労災保険・公費負担医療等に関する診療費請求のための利用及びその照会に対する回答
- ( 11 ) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果通知
- ( 12 ) 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体及び保険会社等への相談又は届出等
- ( 13 ) その他患者への医療保険事務に関する利用
- ( 14 ) 患者個人を識別あるいは特定できない状態にした上での症例研究、発表及び教育

### 3 その他の利用

- ( 1 ) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ( 2 ) 外部監査機関への情報提供

